

議案第26号

守口市コミュニティセンター指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例案

守口市コミュニティセンター指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市コミュニティセンター指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

守口市コミュニティセンター指定管理者選定委員会条例（平成29年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、センターの指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>センターに接する他の公の施設であって、一体的に管理することが適当であると市長が認めるものの指定管理者の候補者の選定についての審査及び当該指定管理者の業務の実施状況の評価に関する事項</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、<u>センター及び前号</u>に規定する公の施設の指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。